

前橋市公共下水道施設損傷負担金の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市下水道計画区域（下水道法施行令「昭和34年4月22日政令第147号」第3条の予定処理区域をいう）において、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第18条の規定による損傷負担金について、必要な事項を定めるものとする。

(損傷負担金の調査)

第2条 公共下水道の施設又は流域下水道の施設（以下「下水道施設」という。）が損傷又は機能的障害（以下「損傷」という。）を受けた事実を知った時は、損傷の状況、損傷の原因、損傷の原因である行為をした者（以下「原因者」という。）、復旧等の工事の必要の有無等を調査し、損傷事実調査書（様式第1号）を作成する。

(原因者の立会い等)

第3条 前条の調査の結果、原因者が判明した時は、原因者に立会いを求めて、損傷の状況、原因等を確認し、損傷事実確認書（様式第2号）を作成する。

2 原因者が前項に規定する立会いに応じなかった時は、損傷の状況、原因等を損傷事実通知書（様式第3号）により、原因者に通知しなければならない。

(損傷負担金の負担)

第4条 前第2条に規定する調査の結果、下水道施設に復旧等の工事（以下「復旧工事」という）が必要と認められる場合で、当該復旧工事を必要ならしめた原因者が確定したときは、当該原因者（以下「負担義務者」という。）に損傷負担金を負担させる。

(損傷負担金の額)

第5条 負担義務者が負担する損傷負担金の額は、当該復旧工事に係わる支給材料費、請負費、委託費、路面復旧費等の工事費及び設計監督費の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、損傷の発生に関して、負担義務者の行為に競合する他の要因が存在する場合には、前項の合計額に当該他の要因の占める割合を乗じて得た額を、前項の合計額から控除する。

(負担義務者間の負担割合)

第6条 損傷について、負担義務者が複数である場合、それぞれの負担義務者に負担させるべき損傷負担金の額は、損傷の原因となった行為の態様、期間等を基準とし、損傷の原因となった程度に応じて、前条の規定により算出した損害負担金の額を配分して定める。

(損傷負担金の徴収等)

第7条 損傷負担金は、当該復旧工事の設計時において算出した起工額（以下「設計金額」

という)に基づき、施工前に徴収する。ただし、緊急施工等の必要により、設計金額に基づき、徴収することが困難な場合には、当該復旧工事の竣工後の精算金額に基づき、徴収することができる。

- 2 損傷負担金は、当該復旧工事の竣工後の精算金額に基づき、これを確定する。
- 3 第1項本文の場合における設計金額に基づき徴収した額と、工事竣工後の精算金額に基づき確定した額との間に差額が生じたときは、その差額を追徴し又は還付する。
- 4 前3項の規定により、徴収及び追徴又は還付する場合は、負担義務者に損傷負担金の決定額、確定額等を通知しなければならない。(様式第4号)

(負担義務者の施工する復旧工事の承認等)

第8条 復旧工事等を緊急に施工する必要がある場合等で、負担義務者が自ら復旧工事を施工する場合には、「前橋市以外の者が行う前橋市公共下水道施設工事取扱要綱」により申請することができる。

- 2 前項の規定により、承認を受けた負担義務者が当該復旧工事を完成したときは、前条の規定にかかわらず、当該損傷負担金を負担させない。
- 3 負担義務者が施工する復旧工事に関し、立会い又は監督をした場合は、別に定めるところにより当該立会い又は監督に要した費用を負担義務者から徴収することができる。

(要綱の適用範囲)

第9条 すべて費用を原因者が負担し、損傷の程度が軽微で復旧が容易である等、管理者が特別な事務手続きを必要としないと判断した場合にはこの限りではない。

(補則)

第10条 この要綱の定めない事項については、そのつど前橋市公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。